

## しんきん年金定期預金

|  |   |
|--|---|
| 1. 商品名 (愛称)                                    | ・ 『かがやき』  |
| 2. 販売対象  | ・ 個人(当金庫に年金振込を指定している年金受給者及び指定手続き中の方)  |
| 3. 期 間   | ・ 自動継続…1年 (元金自動継続)  |
| 4. 預 入<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位     | ・ 一括預入<br>・ 年金振込指定口座を保有する店舗 (一人1店舗)<br>・ スーパー定期 …1,000円以上500万円以内<br>・ 1円単位  |
| 5. 払戻方法  | ・ 満期日以後に一括して払戻します   |
| 6. 利 息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払方法(頻度)<br>(3) 計算方法 | ・ 固定金利<br>・ 預入時の店頭表示利率 (スーパー定期300万円未満 期間1年) + 0.2% (上乗せ利率)<br>・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します<br>・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算                 |
| 7. 税 金   | ・ 利息には20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります<br>【注】平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) |
| 8. 手数料   | —   |
| 9. 付加できる特約事項                                   | ・ マル優の取扱いができます  |
| 10. 中途解約時の取扱い                                  | ・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います<br>なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します                       |
| 11. 金利情報の入手方法                                  | ・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 12. 苦情処理措置・紛争解決措置 | <p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（9時～17時、電話：0226-22-6830）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください</p> |
| 13. その他参考となる事項    | <ul style="list-style-type: none"><li>・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します</li><li>・預金保険制度の付保対象預金です</li><li>・預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）</li><li>・年金の受取を当金庫以外に変更された場合、優遇利率は無効とさせていただきます</li></ul>   |